

専決処分報告（損害賠償及び和解）

令和4年（2022年）9月21日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

1. 訴訟外のもの

(1) 損害賠償及び和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故30件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
1	令和4年4月1日 札幌市南区在住者	令和4年2月10日、札幌市南区真駒内柏丘10丁目において、本市の塵芥車 ^{じんがい} が、停車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したもの	184,800円
2	令和4年4月13日 札幌市白石区在住者	令和4年2月2日、札幌市白石区菊水元町1条2丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したもの（(2)和解番号1と同一の事故）	51,642円
3	令和4年4月19日 札幌市北区在住者	令和4年3月13日、札幌市中央区大通西4丁目において、本市が設置した図書の返却ポストを利用して相手方が、当該返却ポストの扉に接触したことにより負傷したもの	1,250円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
4	令和4年4月22日 札幌市手稲区在住者	令和4年3月24日、札幌市西区八軒6条西9丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、浮き上がった雨水 ^{ます} 枒の蓋に接触し、損傷したものの	14,993円
5	令和4年4月26日 札幌市手稲区在住者	令和4年3月24日、札幌市西区八軒6条西9丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、前方の自動車が通過した際に跳ね上がった雨水 ^{ます} 枒の蓋に接触し、損傷したものの	717,713円
6	令和4年4月28日 札幌市南区在住者	令和4年2月24日、札幌市南区真駒内曙町2丁目において、市立中学校の敷地内を除雪作業中の除雪機が、駐車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したものの	341,028円
7	令和4年4月28日 札幌市南区在住者	令和4年3月4日、札幌市中央区北1条西4丁目において、相手方の衣服が、本市が管理する施設のドアの金具に接触したことにより損傷したものの	33,000円
8	令和4年5月2日 札幌市厚別区在住者	令和3年12月17日、札幌市白石区中央1条7丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したものの(2)和解番号2と同一の事故)	200,374円
9	令和4年5月18日 札幌市手稲区 安全永楽交通株式会社	令和4年3月1日、札幌市手稲区西宮の沢2条1丁目において、相手方が所有する建物の窓ガラスが、本市が管理する道路から雪崩れ込んだ雪により損傷したものの	726,000円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
10	令和4年5月24日 札幌市南区 社会福祉法人札幌 もいわ会	令和4年4月5日、札幌市南区川沿5条4丁目において、相手方の敷地内のコンクリート製の土留めが、本市の塵芥車 <small>じんがい</small> の接触により損傷したもの	132,000円
11	令和4年5月27日 札幌市中央区在住者	令和4年4月7日、札幌市中央区において、本市が管理する道路から自宅の駐車場に入ろうとした相手方の自動車が、通過した際に跳ね上がった当該道路の縁石により損傷したもの	112,277円
12	令和4年5月31日 札幌市西区在住者	令和4年5月4日、札幌市西区西野3条10丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、歩道上のポールが倒れたことにより損傷したもの	177,905円
13	令和4年6月10日 札幌市南区在住者	令和4年4月24日、札幌市南区において、相手方の敷地内のコンクリート製のブロックが、本市の塵芥車 <small>じんがい</small> の接触により損傷したもの	1,570円
14	令和4年6月14日 札幌市南区在住者	令和4年4月24日、札幌市南区において、相手方の住宅の窓ガラスが、本市が管理する樹木の倒壊により損傷したもの	142,560円
15	令和4年6月15日 札幌市白石区在住者	令和4年6月5日、札幌市白石区南郷通2丁目南において、本市が管理する道路を歩行中の相手方が、当該道路上の穴により転倒し、相手方の衣服が損傷したもの	34,000円
16	令和4年6月28日 札幌市清田区在住者	令和4年4月27日、札幌市清田区北野1条2丁目において、駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する街路樹の倒壊により損傷したもの	523,380円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
17	令和4年6月30日 札幌市中央区在住者	令和4年6月2日、札幌市中央区において、本市の職員が、ごみ収集作業中に誤って相手方の門柱を損傷したもの	85,800円
18	令和4年7月5日 札幌市北区在住者	令和3年11月26日、札幌市北区百合が原6丁目において、市立小学校の職員が、生活の授業中に機器の操作を誤ったことにより相手方を負傷させたもの	2,951円
19	令和4年7月11日 東京都世田谷区在住者	令和4年1月3日、札幌市厚別区上野幌3条1丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	121,770円
20	令和4年7月11日 札幌市豊平区在住者	本市の職員が精神障害者保健福祉手帳の更新に係る事務を速やかに行わなかったことにより、相手方が交通費の助成を受けることができなかったもの	7,750円
21	令和4年7月12日 札幌市中央区在住者	令和4年4月5日、札幌市中央区南20条西16丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、車道上に突き出していた樹木の枝に接触し、損傷したもの	158,290円
22	令和4年7月22日 札幌市手稲区在住者	令和3年6月18日、札幌市手稲区曙12条1丁目において、本市が管理する緑地を歩行中の相手方が、当該緑地の舗装が不安定であったことにより転倒し、負傷したもの	588,358円
23	令和4年8月1日 札幌市清田区在住者	令和4年6月4日、札幌市清田区平岡2条5丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	33,880円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
24	令和4年8月1日 札幌市手稲区在住者	令和4年7月10日、札幌市手稲区新発寒6条6丁目において、市立小学校の出入口に本市が設置した簡易スロープを歩行中の相手方が、当該スロープの落下により転倒し、相手方の衣服が損傷したもの	5,000円
25	令和4年8月3日 北斗市 株式会社タクコー ポレーション	令和4年4月22日、札幌市北区北18条西2丁目において、停車中の相手方の自動車が、市立中学校の部活動中に敷地から飛び出たボールにより損傷したもの	329,172円
26	令和4年8月6日 札幌市南区在住者	令和4年6月30日、札幌市南区において、本市の救急隊員が、救急活動中に誤って相手方の玄関風除室のガラスを損傷したもの	30,800円
27	令和4年8月8日 札幌市白石区在住者	令和4年7月6日、札幌市白石区栄通2丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	1,650円
28	令和4年8月12日 札幌市南区在住者	令和4年7月4日、札幌市南区滝野において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、車道上に突き出していた樹木の枝に接触し、損傷したもの	53,625円
29	令和4年8月22日 東京都千代田区 日本郵便株式会社	本市の業務に係る郵便料金について支払期限を徒過したことにより、遅延損害金が発生したもの	494円
30	令和4年8月22日 石川県野々市市在住者	本市の職員が所得証明請求手続において不要な案内をしたことにより、相手方に定額小為替を重複して送付させたもの	484円

(2) 和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故3件について、次のとおり和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	和解の概要
1	令和4年4月13日 札幌市白石区在住者	令和4年2月2日、札幌市白石区菊水元町1条2丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車とが接触したもの（(1) 損害賠償及び和解番号2と同一の事故）	相手方は、本市に対して、528,000円を支払う。
2	令和4年5月2日 札幌市厚別区在住者	令和3年12月17日、札幌市白石区中央1条7丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車とが接触したもの（(1) 損害賠償及び和解番号8と同一の事故）	相手方は、本市に対して、558,240円を支払う。
3	令和4年5月2日 札幌市東区 合同会社NEXT ONE	令和4年2月23日、札幌市東区中沼6条1丁目において、本市の塵芥車 <small>じんがい</small> と相手方の自動車とが接触したもの	相手方は、本市に対して、524,060円を支払う。

2 訴訟によるもの

本市は、損害賠償請求事件1件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 事 件 名	相手方	和解の概要
1	令和4年7月27日 札幌簡易裁判所 令和2年(ハ)第3537号 損害賠償請求事件	札幌市厚別区 在住者	<p>(1) 平成28年7月24日、札幌市南区真駒内において、走行中の相手方の自動車が、本市が管理する樹木の枝の落下により損傷した事故について、本市は、相手方に対し、和解金として、369,015円の支払義務があることを認める。</p> <p>(2) 相手方は、その余の請求を放棄する。</p> <p>(3) 相手方及び本市は、相手方と本市との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>(4) 訴訟費用は、各自の負担とする。</p>